

2015年6月

ゴービデオ訴訟—ビデオ業界を襲った米国独禁法訴訟

渡邊 潔

“HIS MASTER’S FACE”・・・。八研での新入社員導入研修。「これからの日本ビクターについて」をテーマにしたグループディスカッションで、家庭用ビデオレコーダーの本格普及を肌で感じた我々が掲げたこれからのキャッチコピーである。

昭和 55 年（1980 年）春。家庭用ビデオの記録方式に市場でも優劣がつき始めたこの頃、我々は講師の先輩諸兄から異口同音に、「君たちはいい時代に入社したね。」と声をかけられた記憶がある。勿論その後の、特に VHS 方式の伸長は、国内外で鎬を削られていた諸先輩方のご苦労ご努力を横目に筆者が評論家気取りで申すまでもない。

この寄稿は、それから 7 年後に起き、そこから決着までに 4 年の月日と膨大なヒト、モノ、カネを要した「ゴービデオ訴訟」について、筆者の記憶や実体験を元に読者諸兄と共有しようとするものである。現在筆者は（当然のことながら）本件の正確な資料を持ち合わせていないので、一部の信頼できるネット上の資料等を除くと自身の記憶に頼る寄稿となること、一方で明確に記憶している社名や個人名等でも敢えて伏せさせていただくこともあり、併せてお許しいただきたい。

1. ゴービデオ社（GV 社）のこと

GV 社は、米国アリゾナ州の州都フェニックスに隣接するスコッツデール市に 1984 年に設立された。製造設備を持たない同社は、出願中のダブルカセット・ビデオレコーダー（DDVCR）の特許が取得できる前提でその販売開始を段取りし、日本や韓国の VCR メーカーに製造委託を申し入れていた。

2. 訴訟の概要

だが、訴状によればその申し入れはことごとく拒絶されていた。その拒絶理由の多くは、「DDVCR は米国映画協会（MPAA）から著作権法違反で提訴され、製造受託者としてその幫助を問われかねない」というものだったそうだが、中には「DDVCR は作らない取り決めがある」とか、「VHS の開発者であるビクターの許可が出ないから作れない」という回答もあったそうで、計画が宙に浮いてしまった形の GV 社は、これら日韓の VCR メーカーを相手取り、1987 年 6 月、「取引拒絶の共謀により 45 億ドルの損害を被った」とする独禁法訴訟を提起した。

米国の訴訟では、訴状の受理後間もなく、関連する証拠書類を全て提出するディスカバ

リー手続きに入るが、被告 23 社からそれぞれ提出された関連資料の中に、日本電子機械工業会（EIAJ）のビデオ業務委員会におけるある日のやりとりを記録する、次のような概要のメモがあった。

「シャープの委員より、DDVCR を輸出したことについて、迷惑をかけたとの謝罪あり。」

実は、GV 社による製造委託のアプローチに相前後して、シャープでは DDVCR を製造し、中東向けに輸出していたのである。当時中東には満足な放送網がなく、人々は市販或いはレンタルのビデオソフトの視聴を娯楽としていたことに加え、著作権法もない（或いは相当緩かった）というのがその理由と記憶している。このメモの内容はともかくとして、シャープが DDVCR を製造・輸出していたことは、後刻「DDVCR は作らない」との取り決めなど存在しないことを証明することになる。

しかし同委員会のメンバーの間では、1970 年代のいわゆる「ソニーベータマックス訴訟」において、米国最高裁の判事が 5 対 4 の僅差で「家庭用 VCR は、無料の放送を、時間をずらして（『タイムシフト』）視聴するために使用する限り、原告の権利者（ユニバーサルスタジオ、ウォルト・ディズニー・プロダクション）が主張するような著作権法違反とはならない」という判断があったことは認識されていた。言い換えれば、権利者やその業界団体である MPAA の怒りを買えば今度こそ家庭用ビデオレコーダーのビジネスはできなくなるということは強く認識されていた。従って販売地域や法令の有無に係わらず、映像コンテンツの複写を前提とした機器の販売には非常に神経質になっており、かかる「謝罪」はそのような雰囲気の中で行われたようである。勿論このメモの提出により「被告に共謀の事実あり」とする原告側は勢いづいた。正確には記憶していないが、MPAA と EIAJ が被告に加えられたのはこの直後ではなかったか。

3. 法廷外の手続き

被告側は弁護士のアドバイスに従い、直ちに訴えの却下（Dismiss）請求を行ったがそれは認められず、訴訟手続きは前項で述べたディスカバリーに続き、当事者が遠隔地にいて出廷が難しい際に行われる証言録取（デポジション）へと進んだ。我々被告側の聴取は米国から原告側弁護士が来日し、米国大使館や同領事館で被告側の証人に尋問し、その一部始終がビデオ録画され、後日そこから証言がタイプアウトされるというものである。当然に被告側の弁護士も同席し、原告側弁護士の尋問が不適切であれば「異議あり（Objection!）」と牽制する。異議があることとその理由はそのまま記録される。裁判官はこの録取の全ての異議について、後日それを認める（Sustain）か、却下する（Overrule）かを判断し、異議が認められた部分以外は法廷で読み上げられるなどして証言と同等の証拠能力を持つ。攻守を替え、原告側の証人にも同様の手続きがとられる。

同裁判はその後、被告側の要求する略式判決（summary judgement：原告側の要求する陪審裁判を経ずに、裁判官の裁量で（無罪の）判決を申し渡す）も認められず、第5項で説明する陪審裁判へと進んで行く。

4. GV 社の戦略

当時、誰からだったか、「米国の独禁法訴訟はその約 97%が和解で終了する」と伝え聞いていた。それは共同被告である 25 社／団体が相次いで GV 社と和解していったことから窺える。その流れは提訴直後に始まり、後述する陪審裁判の直前まで続いた。和解した 22 社／団体は GV 社に対しそれぞれ多額の和解金を支払っていた筈で、それらが GV 社にとって最終最大の標的であるビクター、松下、ソニーと対峙する軍資金となったことは容易に想像できる。

日本の被告各社は、GV 訴訟対応を目的とする情報交換を行っていたが、更なる独禁法上の嫌疑を回避するため、EIAJ 内に「ゴービデオ訴訟に関する通産省との連絡会議」を設け、毎回通産省の課長職が関係者を招集して対応を協議する形をとった。しかし最後まで残った 3 社は、「GV 社から和解の申し入れがあったらどうするか」についてそれぞれ考えは持っていたものの、結局先方から和解を探るコンタクトもなく、否応なく陪審裁判へと突入して行ったのである。

また、GV 社から「EIAJ に入会したい」との打診を受け、メンバーが浮き足立ったことも記憶している。会員規約を拡大解釈するなどして丁重にお断りしたが、これは EIAJ が閉鎖的な、即ち共謀の温床となり得る組織であることを印象づける、敵ながら巧みな戦術ではなかったか。

さて、米国独禁法違反の損害賠償は、懲罰的賠償を含めていわゆる「三倍賠償」が科せられる。もし原告が勝訴しその主張が全て認められれば 3 社で 135 億ドルの賠償金を、仮に和解の話があったとしても、最後まで抵抗した被告 3 社に対する和解条件は相当厳しいものであることを、その 3 社は覚悟しなければならなかった。筆者は当時一般職で、しかも本件を担当して間がなかったが、玉置法務部長をはじめ 3 社の訴訟対応責任者への重圧はひしひしと感ずることができた。そして大きな流れの中で何もできない自分が腹立たしいと感じたことを覚えている。

5. 陪審裁判の様子

平成 3 年（1991 年）4 月、フェニックス市内の連邦地裁で本件の陪審裁判が開始された。開廷は週 4 日、ごく大雑把に、原告側、被告側の弁論にそれぞれ 4 週間（16 日間）が割り

振られていた。

初日の法廷は超満員だったことを覚えている。前項でも述べたが、米国で独禁法の裁判が和解せず法廷まで持ち込まれることは極めて珍しく、他州からも法曹関係者が多数傍聴に来ていたらしいことは後日知った。

陪審員の選択は、両当事者にとってとても重要である。開廷初日、選挙人名簿に基づいて出廷義務が課された陪審員の候補者は約 100 名。裁判長が名簿順に紹介される個々の候補者に質問を投げかける。主にそのやりとりを聞き、双方の弁護人はその候補者を忌避するかどうかを決める。どちらからも忌避されない候補者が陪審員となる仕組みだ。因みに被告側が気をつけたのは、「第二次大戦の参戦者か、遺族か」等、候補者が日本或いは日本企業に偏見を持っているかどうかであった。こうして 10 名の陪審員が選出されたが、その内少なくとも 2 名の陪審員は、髪型や服装から「先住民」であることが理解できた。

法廷でのやりとりの多くは、デポジションで収録された証言の朗読だったが、被告側の「生き証人」(live witness) も多数渡米し証言を行った。「DDVCR を製造販売しなかったことは、申し合わせによるものなのか、各社独自の判断によるものなのか」について、ビクターのビデオ事業部經理を経験された大曾根氏が出廷され、製造ラインの複雑さ、筐体に要求される強度、シングルデッキ 2 台を使用する場合との差異等を中心に、明快に証言しておられたことを記憶している。

こうして GV 裁判は結審を迎え、陪審員は評決のための協議に入る。これこそ 3 時間かかるのか、1 週間かかるのか、全く時間が読めないものだったのだが、本件では 4 時間程度で「共謀なし」の評決が出された。「原告側の主張には裏付けとなる証拠がない」とする、とても簡潔な評決であり、これを受けて裁判長は被告に「無罪」を言い渡した。地元の実業家が日本企業を中心とした不正に敢然と立ち向かうという、我々として陪審裁判で最も避けたい図式は、今回の陪審員には全く意に介されなかった。

実は被告側のスタッフの多くはこの評決と判決の瞬間に間に合わなかった。裁判所から車で数分の宿泊先で待機していたのだが、知らせを聞いて駆けつけた時には既に陪審員が報道関係者に囲まれて、開廷初日のような混雑だった。すぐに玉置法務部長が出社途上の高野副社長の車に電話を入れた。

「高野さん、勝ったんですよ、勝ったんですよ！」

この時の高らかな関西系のイントネーションは、それまでの重圧とそこからの解放を端的

に表すもので、今も筆者の耳に残っている。

6. まとめ

家庭用ホームビデオ、特に VHS 方式は市場から絶大な評価を受けた訳だが、著作権に係わるベータマックス訴訟、そして独禁法に係わるこの GV 訴訟と、司法の判断によってはビジネスの機会そのものや、営業利益が瞬時に消滅する危機的な場面があった。GV 訴訟ではその後の控訴審でも「被告に違法性なし」との結論は揺るがなかったが、著作物の私的利用や、業界横並びの姿勢など、日本国内の常識が海外では理解されないケースがままあることを、現在でも感じている。詳細は別掲される金子哲生氏の寄稿に譲りたい。

高柳先生の薫陶を受け、我々は映像や音声のより良い記録・再生技術を開発し、或いは守り、世の中に提供し、その多くは評価されてきた。それを目指す情熱は、職種を超えて存在する。日本ビクターの、そして法務部の関係者として、この GV 訴訟の攻防以外にも、ダンピング課税を含む関税措置、原産地規則への対応等を通じて幾らかでも国内外のビジネスに貢献できたことを誇りに思いつつ、本稿としたい。

渡邊 潔

1980 年入社。大阪ビクター出向、貿易本部、人事部（国際大学派遣生）を経て 1988 年より法務部。2002 年より企業倫理室を兼務。2013 年 12 月退職。

裁判が残した物—コピーガード

金子 哲生

ビデオは著作権を侵害するか

1976年アメリカの大手映画会社ユニバーサル・スタジオとウォルト・ディズニーは消費者がテレビ番組をビデオで録画することは著作権侵害であり、また、ビデオを製造・販売することも著作権侵害となる、という訴えを起こした。裁判は一審の地方裁判所は著作権侵害ではないとしたが、二審の控訴裁判所は一審の判決を覆した。最終的に、提訴から8年後最高裁判所が家庭内での無料テレビ番組の録画をフェアユースとして、著作権侵害ではないという判決を裁判官5対4の僅少差で下した。当時、日本では法律で認められていた家庭内での行為だが、アメリカでは明確な法律や判例が無く判断が注目されていた。幸いビクターはこの訴訟には巻き込まれておらず、成り行きを見守れば良かった。

ビデオ業界は独禁法に抵触したか

ゴービデオ裁判はビデオ・メーカーとソフト業界が共謀したという訴えだったが、結局原告は訴えているような事実を立証できずに敗訴した。しかし裁判は、日本と違い多民族の国民からなる陪審員によるもので、その結果は予測し難く、どうなるか分らないものだった。しかもその解決には多額の費用と長時間が必要だった。

著作権保護と法律違反の回避

以上二つの事件は、ビデオを巡る象徴的な先例で、著作権を守りながら独占禁止法違反を避けることの重要性を物語っている。特に、著作権上の配慮は勿論のこと、独占禁止法違反を避けることは、VHSフォーマットの推進者として、独自の解決策を必要としていた。

マクロビジョンへの投資

このような状況下、コピープロテクション(著作権保護)技術が盛んに研究された。それは技術的な難しさだけでなく、法律的な配慮が必要なものだった。こうした中でVHSフォーマットのAGC回路を利用した著作権保護技術(コピーガード)を開発した会社から話が合った。先方は設立間もない米カリフォルニア州のベンチャーキャピタル(高収益を狙った積極的な投資を行う投資会社)でマクロビジョン社だ。創業者のうちの一人が病気で余命が短く保有していた株を売りたいというのだ。

その技術は次の様な物だ。テープなどの複製物を「VHS ビデオデッキにダビングしても、ダビングされた映像は極端に明るくなったり、暗くなったり、或いは著しく垂直同調が乱れたりして見るに堪えがたい画像になる。原理的には VHS ビデオデッキに搭載されている輝度処理回路の AGC（自動利得制御・輝度入力信号の利得(gain)を自動調整し、適切な輝度を保つ）機能を誤動作させる映像信号を入れることにより引き起こされる。」(Wikipedia)

彼らはこの技術の特許化していた。そしてその技術を迂回する方法も特許化していた。そのことにより彼らのコピープロテクションを解除する装置を、特許違反として取り締まっていたのだ。

求められていた株の買い取り契約の調印は1991年に彼らの本社のあるカリフォルニアのシリコンバレーで行われた。契約には条件が入っていた。それはいずれマクロビジョン社が株式市場に上場することを約束することだった。ベンチャーキャピタルの常として彼らも上場して一攫千金を狙っていたのだ。他方、ビクターも上記の訴訟を教訓として細心の注意をもって契約を作成して買い取りに臨んだ。

マ社経営権をめぐる訴訟

このようなビクターの慎重さが裏目に出たようなことが起こった。現地に出張していた私は、技術開発者であり経営幹部の一人に、彼を支持するのか問い詰められた。突然のことで返事を保留しようとしたが叶わず、技術を開発したのだから支持すると答えた。他の幹部がオフィス改装などで散財し、挙句の果てには、会社は上場しないので嘘の約束をしたという訴えまで起こしたのだ。しかし、やがてこのとは事実無根であることが判明し、マ社は反訴している。この様な事件に関わらずビクターは慎重さを継続した。マ社のソフト会社へのライセンス活動について、一切介入せず、マ社の判断に任せた。当然、マ社は収益の拡大を計り、積極的なライセンス活動を展開した。

上場

1997年にマ社は新興市場であるナスダック市場に上場した。マ社株は上昇し続けた。あまりに高すぎた為、二度も株式は分割されて株価は半減を繰り返した。投資家が買い易くする為だ。上場から数年後にビクターも保有していた株を市場で売却した。この頃、VHSフォーマットは安定期を迎えている。ビクターの売却益は巨額に上り、累損を一掃して2001年3月の決算黒字化に貢献した。

(本稿に関する責任は執筆者に帰属する。)